

インターネット上の違法・有害情報への対応
に関する研究会
～「最終報告書」について～

平成 1 8 年 9 月
総合通信基盤局
消費者行政課

インターネット上の違法・有害情報

権利侵害情報

はセクハラをしている
(名誉毀損)

音楽ファイル
(著作権侵害)

その他の違法な情報

児童ポルノ・わいせつ物

麻薬売買の広告

公序良俗に反する情報

人の尊厳を害する情報
(殺害画像、死体画像等)

自殺を誘引する書き込み

青少年に有害な情報

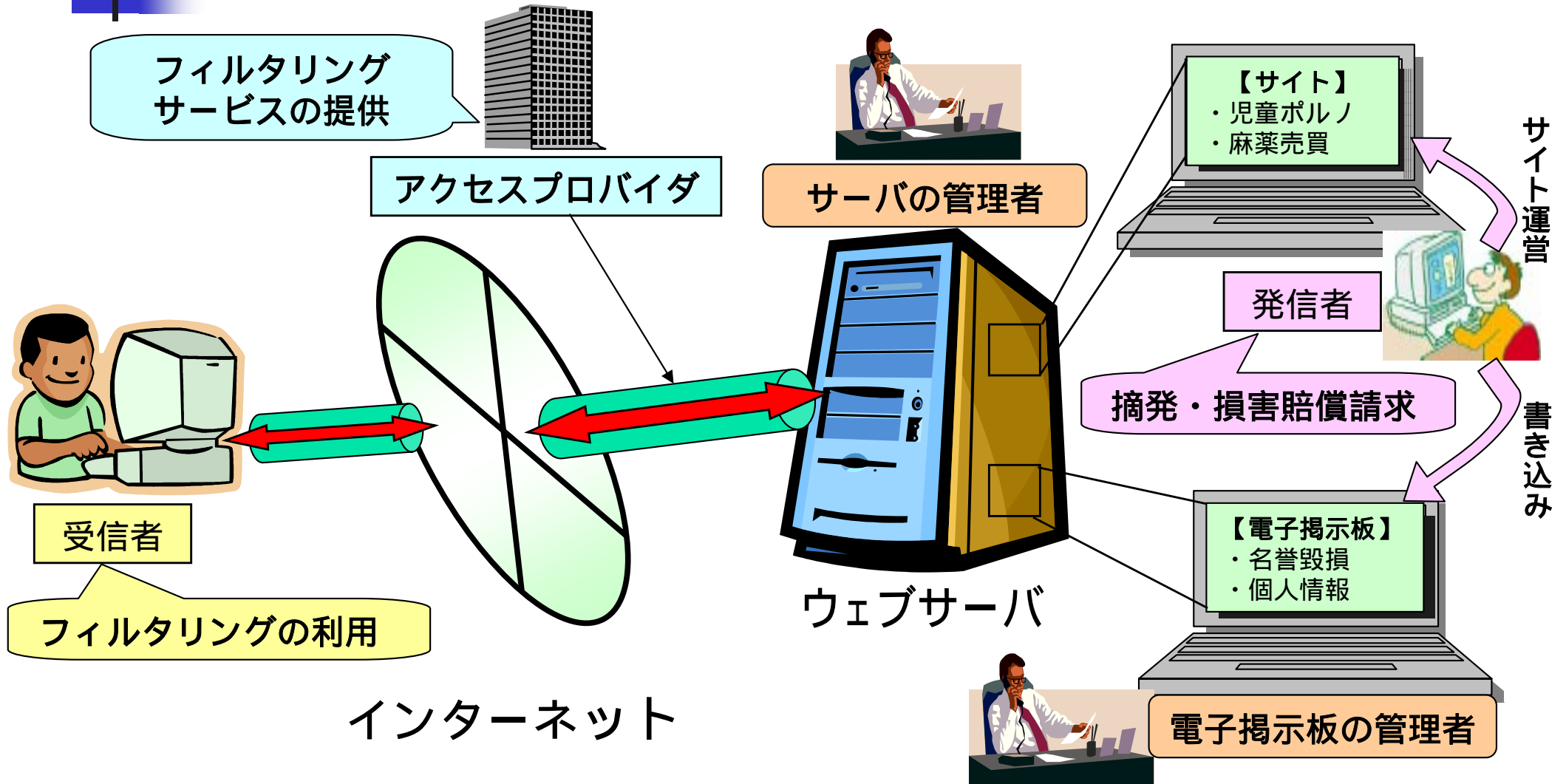
アダルト、出会い系サイト

暴力的表現

権利侵害情報・その他の違法な情報 発信者に法的責任あり
違法ではない情報 発信者に法的責任なし



インターネット上の違法・有害情報への対応



「サーバの管理者」は、サーバ内の情報につき送信防止措置（削除等）が可能
「電子掲示板の管理者」は、電子掲示板内の情報につき送信防止措置が可能
➡ 研究会では、これらの管理者による送信防止措置を促進する方法を検討

送信防止措置等を支援する方策

権利侵害情報

権利侵害情報（名誉毀損、知的財産権侵害等）の削除に関する法的責任の整理

権利侵害情報か否かの判断を支援する行動指針

プロバイダ責任制限法の整備
関係ガイドラインの整備
今後「発信者情報開示ガイドライン」を策定

削除に関する法的責任の整理

➡ 責任なし

違法か否かの判断を支援する方策

➡ インターネット上の違法情報への対応に関するガイドラインの策定により削除を支援

今後違法情報への対応ガイドラインを策定

その他の違法な情報

公序良俗に反する情報

削除に関する法的責任の整理

➡ 契約に基づく場合は責任なし

公序良俗に反するか否かの判断を支援する方策

➡ 「業界団体のモデル約款に公序良俗違反の情報を例示列挙する」等により削除を支援

今後業界団体のモデル約款等を策定

有害か否かは受信者により異なるため、削除に関する法的責任を一律に整理することは困難

➡ フィルタリングサービスの提供を一層促進

モバイルフィルタリング
フィルタリング普及啓発
アクションプラン
e-ネットキャラバン

青少年に有害な情報

違法な情報

違法ではない情報



違法な情報への対応に関する提言

違法な情報の例示及び判断基準
法令の解釈及び具体的事案における適用に関して専門的知見を有する
機関からの送信防止措置依頼に対する対応手順
等を参照できる「違法な情報への対応ガイドライン」を策定し、電子掲示板の管理者等による送信防止措置を支援。

専門機関

電子掲示板の管理者等



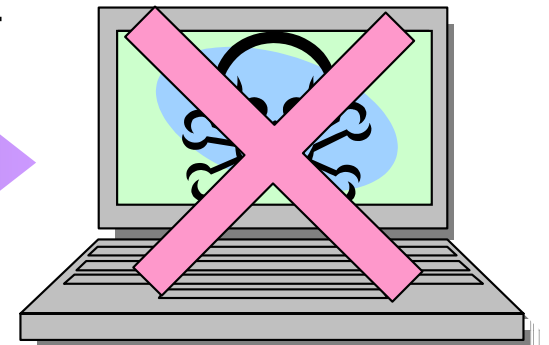
削除依頼



(対応は任意)



削除等の送信
防止措置



専門的知見、経験等を有する機関による適正な検討を経て違法性を判断

ガイドラインに照らして、違法性を判断



電子掲示板の管理者等による違法な情報の送信防止措置（削除等）を推進

公序良俗に反する情報への対応に関する提言

公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる契機としてインターネット上の情報が利用された事例

電子掲示板の管理者等により公序良俗に反することを理由として送信防止措置が行われた事例

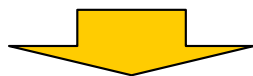
国内法令における「公の秩序又は善良の風俗」という文言の解釈

諸外国におけるインターネット上の情報の流通に対する法制度等



上記の事例等を参考に、業界団体のガイドライン・モデル約款を整備

→ 公序良俗に違反する情報として、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる情報を例示列挙する等



電子掲示板の管理者等によるこれらの情報への対応を効果的に支援



青少年にとって有害な情報への対応に関する提言

1 フィルタリングの利用促進に向けた取組の状況

モバイルフィルタリングの研究開発

平成16年から17年にかけて、モバイルフィルタリング技術の研究開発を行い、検討の成果をもとに携帯電話事業者各社では、より機能の向上したフィルタリングサービスの提供を開始。

フィルタリング普及啓発アクションプラン

平成18年3月17日、フィルタリングに関係する4業界(携帯電話・PHS事業者、ISP、パソコン及びフィルタリングソフトメーカー)が共同で公表。

2 インターネットの安心・安全利用に向けた啓発活動の状況

e-ネットキャラバン

保護者及び教職員向けにインターネットの安心・安全利用に向けた啓発活動を実施。

3 青少年にとって有害な情報に対する取組に関する提言

- 一層積極的な普及活動によるフィルタリングサービスの更なる利用促進
- 中小プロバイダ間での協力、連携などによるフィルタリングサービス提供の促進
- 携帯電話におけるパソコン並みのフィルタリング実現に向けたフィルタリングサービスの更なる改善
- 保護者・教職員に対する、関係機関による啓発活動の更なる促進



発信者情報開示請求について

1 発信者情報開示請求をめぐる課題

発信者情報開示制度をめぐる誤解（プロバイダ責任制限法第4条が正しく理解されていない）

要件判断の困難性（法律の専門家を擁しない電子掲示板の管理者等には、情報の違法性が判断できない）

民事保全制度の未活用（発信者情報開示の仮処分が得られる場合があることが知られていない）

発信者情報開示請求の相手方特定の困難性（URL等から発信者情報を保有しているサーバの管理者を突き止める方法がわからない）

2 発信者情報開示請求に関する提言



権利を侵害された者が発信者情報の開示を受けるための手続及び電子掲示板の管理者等が任意に発信者情報を開示できる場合の類型等を盛り込んだ、電気通信事業者団体等における発信者情報開示に関するガイドラインの策定の検討
発信者情報開示請求に関する知識を適切に周知するための方法の検討

インターネットの匿名性について

インターネット上で匿名で通信を行うためのアプリケーション	ファイル交換ソフト 匿名メーラー
インターネット上で匿名性を得るためのサービス	匿名プロキシ 無料メール、ブログ、ホスティング 匿名ドメイン 匿名掲示板
インターネットアクセスにおける匿名性	無料ホットスポット ネットカフェ

➡ 様々なレベルで匿名性を確保するための多様な方法があり、匿名性を完全に排除することは非常に困難

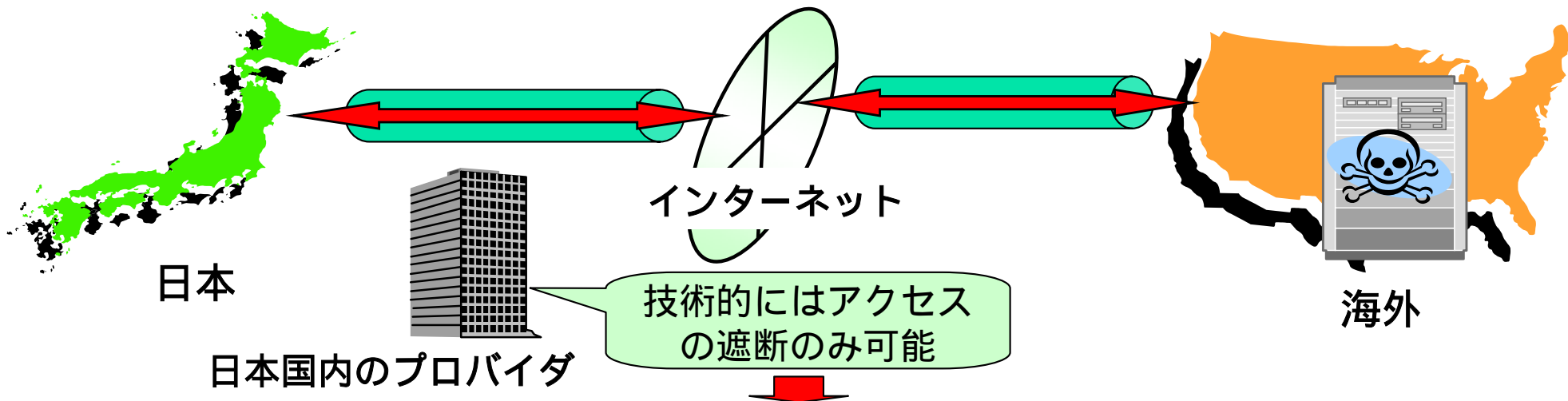
本研究会では、インターネット上の違法・有害情報への対策として、電子掲示板の管理者等による自主的な対応を支援する方策を検討



自主的な対応では有効に違法・有害情報に対応できず、匿名性がその原因となっている場合には、技術的・経済的な実行可能性、匿名での表現の自由との関係を考慮して、対応を慎重に検討

海外からの情報発信について

1 海外サーバからの情報発信に対する、プロバイダの対応の限界



アクセス遮断を行っても、容易に情報を他のサーバに再度掲載することが可能であるため、プロバイダによる対応は困難

2 官民での国際連携による取組

児童ポルノ等、国際的に違法とされている情報については、インターポールを通じた捜査機関の間での国際連携、I N H O P Eを通じた民間ホットライン間の国際連携が比較的有効に機能している

今後、インターネット・ホットラインセンターを通じた国際連携に期待



総務省

